

大都市行財政制度特別委員会行政視察概要

1 視察月日 令和6年7月4日（木）～7月5日（金）

2 視察先及び視察事項

（1）佐賀中部広域連合（佐賀県佐賀市）

佐賀中部広域連合について

（2）福岡県

県から市町村への権限・財源移譲の状況等について

3 視察委員

副委員長 竹野内 猛

委員 尾崎 太

視察概要

1 視察先

佐賀中部広域連合（佐賀県佐賀市）

2 視察月日

7月4日（木）

3 対応者

事務局長（挨拶・説明）

総務課長（説明）

総務課企画係長（説明）

4 視察内容

（1）佐賀中部広域連合について

ア 4市1町の地勢概要について

佐賀中部広域連合は、平成11年に佐賀市、多久市、佐賀郡6町、小郡町4町、神埼郡6町村の18市町村で発足した。その後、平成17年～19年にそれぞれ市町村合併があり、現在の構成となった。総面積は793.3平方キロメートルで佐賀県全体の3割程度を占めており、人口は約336,000人で同県全体の半分程度である。

イ 事務内容①介護保険に関する業務について

介護保険は、業務の性質から広域的な運営が推奨されており、平成9年から現在の圏域で要介護・要支援認定、保険の給付、介護保険料の賦課・徴収、保健福祉事業、居宅介護サービス事業者等の指定・指導監督等を実施している。

ウ 事務内容②消防に関する業務について

介護保険の動きとは別に、消防拠点整備や資器材・車両の調達などについても、小規模市町村独自では対応できないことから、平成8年に検討委員会を設置し、広域化を推進している。平成12年に佐賀広域消防局を設立し、平成15年には佐賀中部広域連合と統合した。また、平成25年には神埼地区消防事務局が佐賀中部広域連合と統合し、現在のような介護保険業務と消防業務を広域で実施す

る佐賀中部広域連合となっている。

エ 質疑概要

Q 広域連合化したことによるメリット・デメリットは何か。

A 特に高齢化と人口減少が進む小規模市町にとって、介護保険業務でそれぞれが所用の担当課等の人員を確保することは難しく、あるいは非効率であり、その点は広域化で効率化が図られている。一方で、中核市である佐賀市の人的・財政的な負担は大きいのが現状だが、それは中核市の役目として異論なく受け入れられている。

Q 議会運営はどのようになっているか。

A 議員定数は20人だが、そのうち12人を佐賀市が占めており、これは佐賀市議会議員総数（24人）の半数にあたる。その他市町からは各2人が広域議会に所属している。

Q 佐賀中部広域連合としての新たな連携・統合分野に関する検討はあるのか。

A こちらの事務局が率先して何か検討をしている訳ではなく、所属のそれぞれの市町において提案・検討をされるものと考えている。県内の他の広域連合においては、廃棄物処理などで広域化を図っているところもある。いずれにしても、今後さらに顕在化してくる諸課題に対して、広域で対応するための基本的な受け皿になっていくものと考えている。

(2) 委員所見

小規模市町村との連合体を作ることで、行政コストや人的資源の効率化につながっていることが分かった。人口減少、少子高齢化という背景の中で、持続可能な行財政運営をするためには、単独での生き残りではなく、自治体連携による可能性を検討することが必要である。平成11年に発足してから25年の連携実績は、さらなる少子化・高齢化の課題に対峙する協働の基盤としても、ますます重要だと感じた。

また、あくまでも対等で独立した市町同士の連携であるがゆえに、別途意思決定等のための議会運営が必要であり、この点に関する効率化も一つの課題と感じた。



(佐賀中部広域連合事務室)



(会議室にて説明聴取)

視察概要

1 視察先

福岡県

2 視察月日

7月5日（金）

3 対応者

議会事務局事務主査（挨拶）

市町村振興局行財政支援課行政係長（説明）

市町村振興局行財政支援課主任主事（説明）

4 視察内容

（1）県から市町村への権限・財源移譲の状況等について

ア 県独自の権限移譲に関するこれまでの取組について

福岡県では、住民に近い市町村に権限を移譲し、住民の利便性向上を図り、総合行政主体としての市町村の権能強化・行政能力向上を図る目的から、積極的に権限移譲を実施している。令和6年4月1日現在で、54法令833事務の移譲が完了している。平成7年から毎年、他県で移譲実績のある業務などについて県・市町村の意向調査を行い、検討の上、移譲を実施している。これまでは、公平性と合理的な説明ができることを考慮し、全市町村または全市・全町村への一律移譲を基本としてきたが、平成27度以降は、希望する市町村へ手挙げ方式による権限移譲も実施している。

約20年かけて、移譲すべきもの、市町村から希望のあったものについては、ほぼ行えたと考えている。

イ 福岡県行政改革大綱について

平成29年に初めて福岡県行政改革大綱を策定し、行政改革を推進するとともに、県が真に行うべき行政サービスの効率的な提供に努めてきた。その後、平成29年7月九州北部豪雨等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行等による社会変化を踏まえ、令和4年に新たな福岡県行政改革大綱を策定した。同大綱では、デジ

タル技術の活用や働き方改革と合わせた、さらなる業務の効率化と県民サービスの向上を目指すこととしている。その中で、市町村への権限移譲についても①指定都市、②一般市、③町村、とグループ分けをして権限移譲推進協議会を設置して、着実に推進していくこととしている。

ウ 質疑概要

Q 権限移譲業務における現在の課題は何か。

A 全国で比べると、福岡県の移譲実績は上位ではない。これは、県内の市町村が多く、十分な統合・合併が進まなかったことも一因で、一律移譲を基本としている中で、既に頭打ちとなっており、これ以上の移譲は難しいと考えている。逆に、財政状況や職員数といった物理的負担の大きさから、移譲された権限を県に戻したいという流れもある。

Q 指定都市と一般市とで、県の補助率の格差はあるか。また、そのことに関する県の立場としての見解を伺いたい。

A 補助率の格差はあり、これは各県独自の判断で行っているものと認識している。やはり人口規模の小さい一般市・町村に比べ、指定都市はそれなりの財政力もあり、総合調整機能を担う県として、財政力指数の低い市町村をいかに支えていくかということを念頭に置いている。これからの県の役割は、単なる権限移譲ではなく、広域連携の調整機能に加えて、それぞれの業務をサポートする垂直補完の機能を発揮していくことが重要と考えている。

Q 市民の利益を第一に追求する市や市議会の立場からは、補助率の格差は不公平に感じているが、見解を伺いたい。

A 日本の交付税制度は大変に優れた機能として評価しており、指定都市などの大都市にとっては不公平感もあるかもしれないが、それは累進課税のようにある意味持てる者の責務であり、部分最適ではなく、全体最適を目指してほしいと考えている。

Q 福岡県としての大都市制度の受け止めを伺いたい。

A 制度自体が必ずしも正確に理解されているとはいえず、都道府県分割のように見え、指定都市のおいしいところ取りのようで、県議会も反対するのではないかと考えている。県としての広域調整

機能が失われること、すなわち県の衰退を懸念している。指定都市が独立した場合、例えば道路や地下鉄の延伸事業など、指定都市を跨ぐ調整をどこが担うのか。国が一つ一つの調整課題について関与できるかも疑問である。

Q 神奈川県・横浜市への助言があれば伺いたい。

A 特別市ではなく今の関係性の方が、国としてはガバナンスを効かせやすいのではないか。福岡市は隣接する地域を巻き込んで都市圏を形成する戦略をとっている。独立を目指すことはハレーションを生むため、現行の枠の中で自市のメリットを最大化していくことを目指している。県との対立ではなく、協調によって実を取ることが大事ではないかと考える。特に、横浜市は既に県と同じ、あるいはそれ以上の力があり、権限を移譲してもらうことよりも、連携することを目指すべきではないかと考える。

(2) 委員所見

福岡県からの権限移譲はほぼ完了しており、今後は指定都市も含めた広域連携へシフトする意向であることが分かった。広域行政の立場として財政力指数の小さな市町村への支援は重要であり、大都市制度の実現に向けては、対立構造を生じさせることなく、メリット等を可視化することで、市民理解を深めていく必要性を感じた。

また、市民の利益と広域行政のバランスと、目指すべき特別市の在り方について、多くの貴重な示唆を頂いた。人口減少のブラックホールと比喻される東京のように、大都市の一人勝ちで地方の活力を吸い上げてしまうやり方では、周辺の衰退を招き、持続的な都市の発展も望めない。ある意味都道府県以上に人口も財政力もある横浜市の責務としても、市や市民だけの利益の最大化ではなく、広域的な連携と共存共栄を目指した舵取りを行わなければならないと感じた。



(会議室にて説明聴取)



(福岡県議会前にて)